

国立大学法人京都大学宿舎管理規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(看護師宿舎の維持及び管理)</p> <p>第27条 宿舎規程第18条の規定により、この規則において第5条から第7条、第14条から第18条、第21条及び第23条に定めるもののうち、看護師宿舎の維持及び管理に関する事務を医学部附属病院長に委任する。この場合において、第5条第2項中「財務担当の理事（以下「財務担当理事」という。）」とあるのは「医学部附属病院長」と、第6条第1項及び第3項、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条第1項、第17条、第21条中「財務担当理事」とあるのは「医学部附属病院長」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条第2項関係） 別表第2（第3条関係） 別表第3（第13条関係） 別表第4（第25条関係） 様式1 } (略) 様式9</p>	<p>(看護師宿舎の維持及び管理)</p> <p>第27条 宿舎規程第18条の規定により、この規則において第5条から第7条まで、第14条から第18条まで、第21条及び第23条に定めるもののうち、看護師宿舎の維持及び管理に関する事務を医学部附属病院長に委任する。この場合において、第5条第2項中「財務担当の理事（以下「財務担当理事」という。）」とあるのは「医学部附属病院長」と、第6条第1項及び第3項、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条第1項、第17条、第21条中「財務担当理事」とあるのは「医学部附属病院長」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条第2項関係） (別 添) 別表第2（第3条関係） 別表第3（第13条関係） } (同 左) 別表第4（第25条関係） 様式1 } (同 左) 様式9</p>

別表第1（第2条第2項関係）

一般職 俸給表(一)	一般職 俸給表(二)	専門業務職 俸給表	教育職 俸給表	医療職 俸給表(一)	医療職 俸給表(二)	備考
10級		8級	6級及び 5級の9号俸以上			(1) 役員、指定職俸給表の適用を受ける者 (2) 教授、准教授 (3) 事務組織の部長以上の職 (4) 首席専門業務職員
9級		7級				(5) 薬剤部長・看護部長・技師長のうち、医療職俸給表(一)又は(二)の7級以上の適用を受ける者 (6) 副薬剤部長・看護部長・技師長のうち、医療職俸給表(一)又は(二)の7級以上の適用を受ける者
8級		6級	5級の5号俸から 8号俸まで 4級の37号俸以上	8級		
7級		5級	5級の4号俸以下 4級の13号俸から 4級の36号俸まで	7級	7級	
6級		4級	3級の33号俸以上	6級	6級	(1) 講師、助教、助手 (2) 事務組織の課長・室長・ センター長 ・事務長、課長補佐、専門員・ 掛長 、専門職員、主任の職 (3) 上席専門業務職員、主任専門業務職員 (4) 専門業務職員のうち、専門業務職俸給表の2級以上の適用を受ける者
5級		3級	4級の5号俸から 12号俸まで 3級の25号俸から 32号俸まで	5級	5級	(5) 薬剤部長 ・副薬剤部長、薬剤主任 (6) 技師長・ 副技師長 、主任技師 (7) 副疾患栄養治療部長 (8) 療法士長・主任療法士・主任栄養士・主任歯科衛生士・主任歯科技工士・主任あん摩マッサージ指圧師 (9) 薬剤師・検査技師等 のうち、医療職俸給表(一)の3級以上の適用を受ける者 (10) 看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長 (11) 看護師のうち、医療職俸給表(二)の3級以上の適用を受ける者
4級	5級		4級の4号俸以下 3級の9号俸から 24号俸まで			
3級	4級	2級	3級の8号俸以下 2級の25号俸以上	4級及び 3級の5号俸以上	4級及び 3級の5号俸以上	
2級	3級	1級の17号俸以上	2級の9号俸から 24号俸まで 1級の33号俸以上	3級の4号俸以下 2級の9号俸以上	3級の4号俸以下 2級の29号俸以上	(1) 事務組織のその他一般職員 (2) 専門業務職員で、上記に掲げる者以外 (3) 薬剤師、検査技師、看護師等で、上記に掲げる者以外
1級	2級及び1級	1級の16号俸以下	2級の8号俸以下 1級の32号俸以下	2級の8号俸以下 及び1級	2級の28号俸以下 及び1級	